

楠木賢道著

清初對モンゴル政策史の研究

岡 洋 樹

本書は、近年活発な展開が見られる「大清帝國史」分野の研究を先導してきた研究者による、清初ヌルハチ、ホントイジ期滿洲の對モンゴル政策史に關する五つの章と、康熙期にホルチン部から八旗へ移されたシベに關する二つの章から成る研究である。杉山清彦は「大清帝國史」を、マンジュ人だけの歴史でも、マンジュ人中心史觀でもなく、『マンジュ人が支配している』ことに立脚して帝國のあらゆる問題にアプローチする姿勢、そしてそこから築き上げられる歴史像¹⁾であるという。もしこの定義が本書にもあてはまるとしたら、本書は「マンジュ人が支配している」ことに立脚してそのモンゴル政策にアプローチし、歴史像を築き上げるものということになろう。著者自身序論冒頭において、「モンゴル民族史・モンゴル地域史に留意しつつも、清朝國家論の立場から研究を進める」(二三頁)とその立場を明示している。總じて「大清帝國」の歴史をめぐる研究狀況は、我が國ではモンゴル

史やチベット史、中央アジア史など、清朝を構成した内陸部分に關する研究諸分野からの、傳統的中國史理解への問題提起として展開しているように見える。その中で著者の立場は、「内陸アジア諸民族のハンとしての清朝皇帝の支配體制」(八頁)に「八旗・ジャサク旗の軍事組織としての側面」からアプローチしようとするものである²⁾。

周知のごとく、我が國の東洋史學、とりわけ内陸アジア史研究は、東京帝國大學の東洋史でユーラシア史における「南北對抗」のデュアリズムを説いた白鳥庫吉に淵源の一つとする。白鳥史學は、中國史と並ぶ「塞外史」、すなわち戦後内陸アジア史と呼ばれるようになる研究分野「自立」の基盤となった。「大清帝國史」の動向は、一見このような日本の東洋史學の特質の延長上にあると見られなくはない。しかし、「大清帝國史」が提起する問題は、これを超える意味を持つ點に注目するべきである。

その第一は、中國も含めてアジアの帝國統治理解への方法上の問題提起である。總じて中國史が提示した清朝統治の理解は、帝國の「民族」的多様性を意識しながらも、結局は中國的論理においてこれをいかに説明するかという議論に終始することが多い³⁾。この點で「大清帝國史」論は、中國を含む大清國の統治構造を、滿洲的な論理において説明することで帝國理解の眞の「多様性」を方法的に確立しようとする。つまり大清國の統治構造上の特質を説明するオールタナティヴを、「中國」ではなく、「滿洲」、ひいては内陸アジア的な要素に求める。清初期のマンジュ(滿洲)がもつハン統治の理解は、内陸アジアの國家統治の傳統(ユーラシア國家)へと向かう。かかる立場を明示的に示した研究として、

近年の承志による研究を擧げることができる。⁽⁴⁾また海外では、「部族制」支配というレッテルを貼ることによって、國家統治以前のよりプリミティブな社會とされてきた内陸アジアのハーン國家について、近年イギリスの文化人類學者デビッド・スニースが、既存の部族／國家概念を批判的に再構築しつつ、國家の一形態として認めるべきであるとする議論を提示している。⁽⁵⁾我が國でも、戦後すぐ江上波夫が、ユーラシアの國家統治の形成における遊牧民・半遊牧民による征服活動の意義を主張したことはよく知られている。⁽⁶⁾さらにアメリカでは、滿文檔案史料の利用によって、内陸アジア帝國としての視點から清朝を論ずるマーク・エリオット等の「新しい清史」(New Qing History)⁽⁷⁾の動向があり、日本の大清帝國論は、これと共鳴するものである。⁽⁸⁾つまり、ことは農耕定着民の國家統治の傳統をより進歩的なものと見なす發展史觀的な國家觀に對して、遊牧民國家の系譜に屬する國家群を、國家統治の類型論の中に正當に位置づけた上で、その征服活動によって成立する帝國のありかたを理解しようとする、國家論上のパラダイム・チェンジに關わっているのである。ここでは、滿洲國家の内陸アジア的特質は、帝國邊疆統治の技術論ではなく、帝國存立の根幹に關わる中心的な問題へと上昇する。

山本有造が紹介したように、アメリカの政治學者マイケルW・ドイルは、帝國を「帝國とは、ある國家が別の政治社會の實効性のある政治的主權を支配する、公式あるいは非公式の關係のあり方である。」と定義している。⁽⁹⁾このような帝國理解に従えば、帝國統治下の個々の部分は、それぞれ独自の統治構造と理念を維持しうる。近年の大清國をめぐる議論が提示する國家イメージは、

八旗・外藩・内地という異なる統治部分をそれぞれ独自の行政統治組織と統治理念によって統治していたものとするので、このような帝國理解になじみやすいわけである。また石濱裕美子は、傳統的な中國王朝として的大清國理解に對して、チベット佛教世界の立場から「施主・歸依處」關係や文殊の化身としての皇帝統治のあり方の理解を提示している。⁽⁹⁾一方アメリカのモンゴル史研究者ヨハン・エルバースコクは、大清國のモンゴル統治を佛教理念のみによって説明することに異議を唱え、「ウルス・トゥル・システム」から清朝統治への轉換に着目した議論を展開している。⁽¹⁰⁾

二

本書は、かかる「大清帝國史」論の動向の中で、大清國統治の内陸アジアの原型としてのマンジュ(滿洲)國によるモンゴル統治政策の性格を解明したものである。本書の構成は以下のごとくである。

「序論」

- 「第一章 内ハルハ五部の解體と清朝」
- 「第二章 ホルチン部首長層との盟友關係と婚姻關係」
- 「第三章 内モンゴル諸部に對する法支配の推移」
- 「第四章 大凌河攻城戰からみたマンジュ國政權の構造」
- 「第五章 清太宗ホンタイジによるモンゴル諸王の冊封」
- 「第六章 ホルチン部支配下のシベ」
- 「第七章 シベの駐防八旗編入

——ジャサク旗から上三旗へ——

「結論」

「第一章 内ハルハ五部の解體と清朝」では、ダヤン・ハーン
の諸子中第五子アルツボロドの子孫が繼承した内ハルハ五部（ジ
ヤールド、バーリン、ホンギラド、バヨド、ウジェード）の服屬
過程を明らかにする。内ハルハは、バヨドが最も早くヌルハチに
内屬し、ホンギラドとウジェードがヌルハチによつて解體されて
八旗や外藩諸旗に編入された。のこるジャールドとバーリンは、
後に外藩のザサグ旗となるが、その一部は内屬して八旗に編入さ
れた。著者は、これら諸部に對する滿洲の政策を詳細に跡づけな
がら、八旗に編入されて領侍衛内大臣などの重職を擔つた内ハル
ハの王族は、外藩の同族とは異なり、八旗の官僚として活躍した
ものであるとする。

「第二章 ホルチン部首長層との盟友關係と婚姻關係」では、
ヌルハチ、ホントイジ、順治帝三代における滿洲とホルチン部王
族との關係を取り上げる。ホルチン部は、初期の滿洲宗室と密接
な關係をもつた。とくに左翼の王族は、滿洲の宗室と通婚を繰り
返し、外藩諸部中最高の待遇を與えられた。著者は、交換婚・母
方交又イトコ婚といった社會人類學の概念を驅使しながら、兩者
の通婚關係の實態に迫る。著者によれば、ホルチン左翼との通婚
は、ひとつにはホントイジが、ホルチン部長たる右翼のバダリの
權力を牽制しようとしたものであり、順治期にはドルゴンの權勢
に對して、孝莊文皇太后が實家であるホルチン左翼のマンガス、
ジャイサン家の支援を確保しようとしたものであるとして、清朝
宗室内部の政治的關係を外藩諸王を巻き込むことによつて解決し
ようとしたものであることを示す。またマンガスとその妃アン
バ・ママの孫ソノムとの逆縁婚についても詳細な分析を加え、マ

ングスとアンバ・ママの娘孝端文皇后とホントイジ、ソノムとア
ンバ・ママの二人の娘と兩白旗のドルゴン、ドドとの婚姻につい
て、ホントイジがこの婚姻を通じて兩白旗旗王との關係を深めよ
うとしたものであり、また婚姻によるホルチン左翼とのつながり
が、順治期におけるドルゴンとドルゴン死後の順治帝の權力基盤
となつたとする。その意味で、滿洲側とモンゴル側には政治的連
續性が見られるのである。

「第三章 内モンゴル諸部に對する法支配の推移」では、天聰
二年の對チャハル部戦から三年の對明朝戦、天聰五年の會盟、天
聰六年のチャハル・華北遠征、天聰八年のホルチン部のガルジュ
「セテル離叛事件」へ至る、天聰年間太宗ホントイジのモンゴル
諸部に對する法的支配強化過程が論じられる。滿洲初代のヌルハ
チは、ホルチン部の部長オーバにトシエート・ハンの稱號を與え
ることで、滿洲とホルチンの關係を對等な盟友關係とした。これ
に對して、ホントイジは、自身とオーバらモンゴル王族の主從關
係を前提とした支配關係の確立を目指した。そのために彼は、對
チャハル・對明朝に参加したモンゴル諸部に對して、マンジュユ
法としての軍律を課し、違反者をホントイジ自ら處罰することで、
「内モンゴル諸部の首長らが麾下の屬民に對して有していた傳統
的な支配權」（二二九頁）を制限したものであるという。この過
程でホントイジは、天聰二年に「歸順した内モンゴル諸部の盟主
たるに相應しい軍事力と權威を持つオーバ」がチャハル遠征に際
して滿洲軍と合流せずに獨自に行動したことを譴責し、統制下に
置く一方で、オーバに破格の宮廷席次を與えることでその權威を
維持しようとした。天聰六年の對明侵略においても、ホントイジ

は外藩諸部に對して八旗と同じ軍律を課し、違反して掠奪をしたオーバの屬民を直接處罰した。また遠征の歸途死亡したオーバの地位を繼承したバダリにはトシエート・ジノンの稱號が與えられたとともに、「トシエート・ハンの禁令」が改めて與えられた。

また天聰八年に發生したガルジュ・セテルらの離叛に對してホントイジは、法令に基づいてバダリらホルチン王族によつて處刑させた。著者によると、これはホントイジによる支配の前進・強化を示し、「法に違反したモンゴル族に對して、場合によつては諸首長が持つ傳統的な支配權を飛び越えて、ホントイジが直接處罰し、制裁を加えるという段階から、ホントイジが下した法に従つて内モンゴル諸首長が一族をも處刑する段階に入った」（一三七頁）ものであるとする。このようなホントイジのモンゴルに對する法的支配の進展は、モンゴル諸部に八旗と同じ軍規を遵守させることで、首長らの「傳統的支配權」を制限したものであり、「戦闘という機會をとらえて、内モンゴル諸部をマンジュ國の支配下により確實に取り込もうという政策的意圖をも持っていた」（一三九頁）のであるとする。

「第四章 大凌河攻城戦からみたマンジュ國政權の構造」では、天聰五年七月から一〇月にかけて行われた明の大凌河攻城戦に參加したマンジュ・モンゴル連合軍の構成と布陣の實證分析を通じて、そこに反映されたマンジュ國政權の構造を説明しようとする。これによると、この攻城戦は、滿洲の八グサ、オボンドイ・ウネゲ率いるモンゴルの二グサ、修養性の漢人一グサ、バヨト、ウルート部の各一グサ、邊外モンゴル諸部の四グサによつて行われたものである。著者は、その分析を通じて、マンジュ國の「皇帝

が八旗のうち直轄の兩黃旗を率いて權力の中心に位置し、ホントイジを清朝皇帝に推戴した宗室の諸王が残りの六旗を率いて取り囲み、さらにその外縁を外藩モンゴルの諸王が従來からのホシヨを旗として率いて取り囲むという構造に收斂されていく」國家體制を豫見させるものであると主張する（一五八―一五九頁）。そこで著者が特筆するのは、八旗と外藩が當初から「一つの構造を構成する連續する部分」として位置づけられていたのであり、これは軍實力を引き出す現實的な目的に基づくものであるという理解である。

「第五章 清太宗ホントイジによるモンゴル諸王の冊封」では、天聰一〇年四月における宗室諸王・外藩モンゴル諸王・漢人軍閥によるホントイジの皇帝推戴に際して行われた諸王の冊封について、中國第一歴史檔案館所藏の「滿文國史院檔」所收の檔冊「崇徳元年封王貝勒書」を用いて検討する。

續く「第六章 ホルチン部支配下のシベ」と「第七章 シベの駐防八旗編入——ジャサク旗から上三旗へ——」は、モンゴル・ホルチン部の支配下にあつたシベとその八旗への移籍に關する論考である。まず前者では、入關以前から康熙中葉までのホルチン部によるシベ支配と、これに對する滿洲・清朝の關與を、一五九三年のグレル山の戦いに參加してヌルハチに敗れてから天聰年間には滿洲に公課を納めるようになるまでのシベ、シベと清朝の貂皮交易、康熙二〇年代のロシアのアルバジン要塞をめぐる清とロシアの攻防の中でのシベの動向、とくに對ロシア戦に備えて設置された驛站への家畜・物資供給のために行われたシベとの交易について論じる。ここでは、清朝がホルチン屬下のシベなどをホルチ

ン王族を通じることなく直接動員しつつも、ホルチンの支配を認め、尊重していたと主張する。第七章では、ジュエーングルのガルドンの進出に對する軍事力増強策として、清朝がホルチン支配下のシベ・グウルチャ・ダグルをホルチン王族から買い取り、駐防八旗に編入する過程が検討される。著者はこれを「ホルチン部首長層からシベに對する首長權——シベの各ムクンに對する支配權——を「買い取」った」ものとする(二五四頁)。

以上の考察から、著者は「結論」において、清初の滿洲の對モンゴル政策は、「八旗とジャサク旗がその制度的起源から、一體に運用されており、連続した組織として機能していたことを示すものである」(二六七頁)とする。そしてその背後には、滿洲とモンゴルが、「内陸アジア的」な統治構造を共有していたとする認識があるのである。

三

以上のような知見を踏まえる時、本書の意義はどのように捉えられるのであろうか。

著者が提示するマンジュ國家の構造は、中心にいるハンが直屬旗を率い、その周りに宗室諸王が、そしてさらにその外縁に外藩モンゴルの諸王が、連續性をもって取り圍むというものである。著者はこれを「内陸アジア的」な構造であるとする。このような構造は、ホントイジ期に關して著者が論じるように、軍事活動に關わる法支配の確立と支配氏族間の通婚を梃子として構築された。著者が慎重にも斷っているように、本書はヌルハチからホントイジ期に至る清朝初期を主たる對象としており、中期以降の清朝の

モンゴル政策をここから直ちに演繹することが可能かどうかは別に検討が必要である。しかしながら本書は、清朝期全體を考へる上でも重要な示唆を與える内容に富んでいる。著者は、本書をモンゴル史の立場からする評者(岡)の議論に對する「清朝史の立場からの」應答であるという(二八三頁)。そこで以下、本書の知見を踏まえて、評者なりにその意義を考へてみたい。

まず、著者が「内陸アジア的」(あるいはユーラシア的)と形容する國家統治のあり方についてである。著者は、「序論」において、軍事組織としての側面を持つ八旗とジャサク旗が「制度的枠組みだけではなく、その實態や組成原理においてもよく似た側面を持つている」との認識に立ち、「八旗とジャサク旗の各旗の構造の上に、清朝皇帝が最高位の首長ハンとして君臨しようとしたのではないか」(八頁)という「假説」を提示する。そこで著者は、「社會組織であり、軍事組織でもある「旗」を通して分析し、内陸アジア世界のハンとしての清朝皇帝の支配體制の解明を試みる」(八頁)という研究視角を採る。

評者は、まさに清朝のモンゴル統治制度を検討し、これを「北アジア的」な構造をもつ統治のあり方であると述べた。そこで言いたかったことは、清朝がモンゴルを統治するにあたって、征服前のモンゴルの社會構造の特徴を自己の統治構造に巧妙に取り込んでおり、征服前後の社會構造に明らかな繼承關係が認められるということである。

遊牧國家の支配氏族内部の世代間財産・屬民繼承においては、屬民が父から子へと分配され、分配を受けた子供達それぞれ自立性の高い集團を再生産し、分立しながら國家全體に遠心的傾向

を生みだす。そして大ハーンは、分立した一族の首長達を代表する立場に立たざるをえなくなる。これに對して遊牧社會における統合の契機は、とくに軍事的局面において發現する。遊牧民の軍事行動は、防衛的なものばかりでなく、定着農耕地帯に對する掠奪などの活動を含む。これは絹や茶・穀物などの農耕生産物の獲得を目的とするものであるが、ここから、交易を通じた財の獲得も同様の文脈に置かれる。すでに文化人類學者バーフィールドが指摘しているように、自立したユニットの統合の動機としての財の獲得に失敗した時、遊牧國家は解體の危機に瀕することになる。だから、遊牧國家の統治（ハーン權力）とは、分立するユニットの存在を保證しつつユニット間の關係を調整する機能をもち、同時に戦時の軍事的集權・統合の可能性をも確保するものでなければならぬ。このために統治構造には、關係調整（訴訟事やトラブルの處理）や軍事的動員へのコンセンサスを確保する装置としてユニットを代表する首長による合議體的なシステムがくみこまれる。モンゴル帝國期のクリルタイとは、まさにそのようなものとしてあつた。

遊牧國家における合議體の議題には、國家を構成するユニット間に生じた牧地争いなどのトラブルや、犯罪案件の處理といった關係調整機能が含まれていたものと思われる。同時に遊牧國家の統合を體現する軍事的局面においては、ハーンの軍事的な指揮權は絶對であり、違反行爲はハーンの名において厳しく處罰された。清初の滿蒙の會盟において、軍律の違反行爲が合議の上ハーンの裁可によって處罰されているのはその現れである。

以上のような遊牧國家の構造から知られることは、一方に日常

的な分節的構造とハーン權の關係調整的機能があり、他方に非日常的な、軍事的局面における強度の統合機能が存在するという一見背反する事態の共存である。滿洲による征服直前のモンゴルにおいては、前者はアイマグとかオトグとかいった社會構造によって、後者はホシヨールによって體現される。滿洲はこれを繼承した時、本來軍事活動時に組織され、ハーン權力が統合力として發現する（それゆえ非日常的な）軍事的構造であるホシヨールを恒常的な組織として制度化し、かつ軍事的負擔（アルバ）の實効性を確保する装置として一五〇丁を單位とする佐領（ソム）を設置した。そしてこれを通じて滿洲ハーンの權力をも恒常的に機能するものに變えたのである。しかしこのことは、本來遊牧社會において恒常的な「統治」構造であつたオトグに淵源する支配氏族と屬民の主従關係を否定するものではなく、むしろこれをホシヨール・ソム制と併存する間接的な王公統治下に温存した。それゆえ軍事的機能としてのホシヨールやソムに視點を置くと清朝のモンゴル統治の集權的構造が現前し、逆に支配氏族と屬民の統屬關係に視點を合わせると、すぐれて分權的な、自治的な構造が立ち現れることになる。

かかる評者の理解に立つて本書の意義を論じるならば、滿洲とモンゴルの社會構造の違いにも拘わらず、清初滿洲の對モンゴル政策の展開が、八旗における滿洲自身の統治構造と斷絶したものではなく、著者が「連續性」と形容する特質を示していたことを具體的に明らかにした點にある。それは、著者自身をはじめとする近年の滿洲史研究が明らかにしつつある八旗史研究の成果を踏まえたものである。特に、アイシンギオロ氏王族による八旗の分

權的統治のあり方が、モンゴルのボルジギン氏をはじめとする王族統治と同質の構造を共有しているとされる點は興味深い指摘である。

また滿洲のモンゴル支配が、ハンの定めた軍律をモンゴル側に守らせることを通じて成し遂げられたとする指摘(第三章)は重要である。上述のように、遊牧國家におけるハーン權の集權的側面は、軍事活動に集中的に顯現する。滿洲とモンゴルの關係が、軍事的局面を梃子として構築され、ハン(皇帝)支配の確立をもたらしたとする著者の理解は、大清國ハンの外藩統治とモンゴルのハーン權を繼承關係において捉えることを可能とする。著者はこれを「戦闘という機會をとらえ」たものとするが(一三九頁)、軍權はむしろハーン權の本質的要素であったと考えるべきである。

ただ滿洲がモンゴルから繼承した統治様態を、直ちに「内陸アジア的」と呼ぶことには周到な議論が必要のように思われる。評者がここで危惧するのは、中國的な統治に「内陸アジア的」あるいは「ユーラシア國家」の統治の傳統を對置する時、「内陸アジア」における統治やその基盤となる社會の多様な様態を、「非中國」という一點で單純化してしまはいはしないかということである。かかる二元論的立場に立つと、例えばモンゴルの遊牧民社會とチベットのような宗教的社會の統治との相違や、滿洲が農耕民であることに起因する統治の特色の把握が難しくなる。

モンゴル史の立場から見ると、滿洲の統治構造がもつ獨自の特質も顯著であることは、指摘しておくかなければならない。そもそも八旗や佐領という軍事的形態をもった社會構造を常設化して、これに日常的な統治機能を持たせるといふ軍事化された統治構造

は、滿洲による征服以前のモンゴル社會においては決して当たり前前のことではない。チャハルのリゲデン・ハーンは、チャハル内部に三人の後妃の下に清朝史料が「ゲサ」(おそらくモンゴル語のホシヨウの譯)と記す統治構造を創り出そうとしていた形跡があるが、これはチャハル内外の王族の離叛にあつて破綻した。またモンゴルと滿洲の相違點のひとつは、滿洲が征服したジュシエン諸部の首長や屬民を都城に集住させた點にある。一方で滿洲の統治構造上のモンゴルとの類似は、アイシンギオロ氏族を特權的な支配身分とし、これ以外の異姓諸族をモンゴルのアルドに對應する被支配身分(ジュシエン)とする身分秩序に見出される。つまり滿洲のアイシンギオロ氏族は、モンゴルのボルジギン氏族に相當するものとして、自らを位置づけたのである。滿蒙王公の通婚は、王族による屬民支配という社會構造上の共通性にその根據を持つている。

しかし著者がホルチン、特にその左翼との通婚關係の解明を通じて示すホルチン部に與えられた優越した地位(八二頁)は、モンゴル側における權威の階層構造から直ちに導出されるものではなく、一七世紀初頭のモンゴルの政治狀況に對する冷徹な認識に基づく政策から創出されたものである。モンゴルにおいてチンギス諸弟系ウルスは、ダヤン・ハーン直系の諸ウルスに對して、明らかに低位の位置づけを與えられていた。ホルチンが滿洲に接近するのも、ダヤン系の内ハルハヤチャハルに對する警戒が大きな要因として作用している。そのホルチン部長であるオーバにこともあろうにトシエート・ハーン號を與えてモンゴル諸部の筆頭に置くがごとき政策は、すぐれて滿洲の意圖的で選擇的な政策のよ

うに思われる。

ようするに、ことは滿洲がもつ独自の統治・社會構造とモンゴルのそれとの連續面において、モンゴルを支配する上で効果的な政策が選擇されたということなのであろう。

本書は、初期滿洲の對モンゴル政策を對象としたものであり、直接八旗の統治構造を扱ったものではない。だから著者が主張する滿洲八旗とモンゴル・ザサク旗の「連續性」を理解するためには、八旗史研究の諸論文を併せ読む必要がある。その意味では、近年の八旗史研究の要諦をまとめた章があれば、滿蒙の「連續性」に關して讀者の理解をより容易なものとしたであらう。もう一つ、敢えて注文をつけるとすれば、清初のモンゴル史に關してモンゴル語で發表された研究が全く参照されていないのはやや残念である。特に清初史について、中國のオユンビリグ、⁽¹⁶⁾フヤンデルゲル、⁽¹⁷⁾チメドドルジ、⁽¹⁸⁾フルチャ等がモンゴル語で發表した實證研究は、研究史上踏まえるべき業績である。またモンゴル國のSh. ナツァグドルジのハルハ史に關わる諸論考も、この問題を考える上で示唆に富む。そしてもう一つ、ロシアの B. Ya. ウラディミルツォフが「遊牧封建制」を論じた『モンゴルの社會構造』は、遊牧民の社會構造に關する古典的研究であり、モンゴル遊牧民の社會・統治構造を論じる時、参照されるべき研究として、現在もその意義を失っていない。

とはいえ、本書が滿洲史の領域からモンゴル史に對して多くの論點を提示したことの意味は甚だ大きいと言わなければならない。滿洲とモンゴルの統治構造上の「連續性」は、兩者の同一性を意味しない。しかし生業や支配構造の差異にも拘わらず見出される

滿洲とモンゴルの統治の「連續性」の存在が具體的に明らかになったことは、内陸アジアにおける國家統治の傳統を理解する上で有益であるばかりでなく、中國史上の帝國理解にも重要な示唆をなすものと思われる。

註

(1) 杉山清彦「大清帝國史研究の現在——日本における概況と展望——」『東洋文化研究』（學習院大學東洋文化研究所）第一〇號、二〇〇八年、三四七～三七二頁。

(2) 本書評では、滿洲の首長を指す場合及び本書中の表記に従う場合は「ハン」とし、モンゴルの首長を指す場合は「ハーン」を用いる。

(3) 代表的な例として、茂木敏夫の一連の論文を挙げることができる。茂木敏夫「清末における『中國』の創出と日本」『中國』第一〇號、一九九五年、二五一～二六五頁など。

(4) 承志「ダイチン・グルンとその時代——帝國の形成と八旗社會——」名古屋・名古屋大學出版會、二〇〇九年および同書に對する岡洋樹による書評（『歴史學研究』No.86、二〇一〇年、四〇～四三頁）を参照のこと。

(5) David Sneath, *The Headless State. Aristocratic orders, Kinship Society, and Misrepresentations of Nomadic Inner Asia*. New York, Columbia University Press, 2007. 44-6 David Sneath: Introduction. *Imperial Statecraft: Arts of Power on the Steppe. Imperial Statecraft: Poli-*

- tical Forms and Techniques of Governance in Inner Asia, Sixth-Twentieth Centuries. Ed. by David Sneath, University of Cambridge, 2006. pp.1-22.
- (6) 江上波夫『アジア・民族と文化の形成』東京：野村書店、一九四八年（再録：『江上波夫著作集』第九卷、東京：平凡社、一九八五年）。
- (7) これについては、エリオット自身が日本の研究を強く意識した問題提起をしつづる。Mark C. Elliot: Manchu-Language Archives and the New Qing History. 文獻足徴—第二屆清代檔案國際學術研討會會議論文 <http://nphost.npm.gov.tw/its/ching/0510a11.pdf>。またエリオットが参加し、二〇〇七年一月に學習院大學東洋文化研究所主催で開催された學習院大學・ハーバード大學國際學術シンポジウム第一部「清朝・滿洲史研究の現在」(『東洋文化研究』第一〇號、二〇〇八年三月、三〇七―三九八頁) 参照のこと。
- (8) 山本有造編『帝國の研究：原理・類型・關係』名古屋：名古屋大學出版會、二〇〇三年、三頁、Michael W. Doyle, Empires. Cornell University Press, Ithaca and London, 1986. p.45. 引用譯文は岡。
- (9) 石濱裕美子『チベット佛教世界の歴史的研究』東京：東方書店、二〇〇一年。
- (10) Johan Elverskog: Our Great Qing. The Mongols, Buddhism and the State in Late Imperial China. Honolulu: University of Hawai'i Press, 2006. 『われど對して』
- 石濱裕美子による批判が提出されている。『中國文化研究所學報』二〇〇八年第四八期、五一―五三八頁。
- (11) 岡洋樹『清代モンゴル盟旗制度の研究』東京・東方書店、二〇〇七年。
- (12) T. J. Barfield: The Nomadic Alternative. New Jersey: Prentice Hall, 1993. pp.149-155.
- (13) 薄音湖「關於察哈爾史的若干問題」『蒙古史研究』第五輯、呼和浩特：內蒙古大學出版社、一九九七年、一九八―二一八頁。
- (14) 八旗史研究の立場からの大清國理解を整理したものとすは杉山清彦による注(この論文及び「大清帝國の支配構造と八旗制―マンジュ王朝としての國制試論」『中國史學』第一八卷、二〇〇八年、一五九―一八〇頁、同「大清帝國支配構造試論：八旗制からみた」『近代世界システム以前の諸地域システムと廣域ネットワーク』平成一六―一八年度科學研究費補助金(基盤研究(B)) 研究成果報告書(研究代表者桃木至朗)、二〇〇七年、一〇四―一二三頁などを参照のこと。
- (15) borjǰidai oyunbiling: arban dǎludayar jayun-u tǔrtǔgtü gayas-un mongγul manju üledemel surbuljs-ača öbür mongγul-un tenke-yi üjekü ni. 『內蒙古大學學報』(蒙文版)一九九一三、一―二四頁、一九九一四、七五―九二頁、二〇〇〇―二、七―一七五頁、二〇〇一、二、七四―七八頁、二〇〇一、一、七五―六三頁など。
- (16) jǰācidai buyandelger non qorǎn-u noyalayǎi ubda

- «bayatur qayan» xola abuyusan tuqai. 『内蒙古大學學報』(蒙文版) 二〇〇六一五' 七二一~七二七頁⁵⁴。
- (17) ximeddorji: mongyul teiken dangsa-ača 17-duyat jayin-u ekin üy-e-yin kökeqota-yin teike-yi alyuacu ni. 『内蒙古大學學報』(蒙文版) 二〇〇六一三' 三二一~四〇頁⁵⁵。
- (18) qurca, xang ming: qotcin tobxiyan. begejng, indusiten-ü keblēl-ün qotiy-a. 2001. ⁵⁶。
- (19) Ш. Нацагдорж: Сүм, хамжлага, шавь ард. Улаан-баатар: ШУАХ, 1972. Манжийн эрхшээлд байсан
- үеийн халхын хурангуй түүх (1691-1911). Улаан-баатар: УХХЭ Хорлоо, 1963. ⁵⁷。
- (20) Б. Я. Владимиров: Общественный строй монголов. Монгольский кочевой феодализм. д. 1934, (和譯: ユラチシルツォフ著, 外務省調査部譯『蒙古社會制度史』ユーラシア叢書三三三, 東京: 原書房, 一九八〇年)。
- 二〇〇九年十二月 東京 汲古書院
A五判 四十三〇四頁 八〇〇〇圓